

食品衛生分野の獣医師について

匿名

公衆衛生獣医師の業務は、

【食品衛生分野】と、【狂犬病予防・動物愛護分野】の業務に分かれます。

(環境衛生分野や感染症分野で活躍する場合があります)

今回は食品衛生分野での獣医師の活躍についてお話しします。

食品衛生というと、「獣医師」の仕事のように

感じられないかもしれませんが、

人の食べるものは動物との関わりが深く、特に肉や魚、牛乳等は、

動物の病気とも直結する部分になるため、

獣医師という資格が生かせる大変重要な仕事です。



食品衛生監視員という仕事

人をはじめ動物は食べなければ生きていけません。また逆に、食物が原因で命を落としてしまうこともあります。

例えば、世の中にはたくさんの飲食店があり、あるお店で作った料理を多くの人々が食べます。また、世の中にはたくさんの加工食品があり、ある加工食品を購入した多くの人々がそのままあるいは調理などをして食べます。もし、それらの食べ物に、なにか問題があった場合どうなるでしょうか。多くの人々が、体調不良を起こし、入院したり最悪の場合、亡くなってしまうかもしれません…。

そのようなことが起こらないように、食品衛生法等の関係法令に基づき食品の安全確保のために一役を担っているのが「食品衛生監視員」です。

食品衛生監視員は、国や地方自治体の長が、その職員に命じるものであるため、国家公務員、地方公務員となります。地方自治体の大多数の食品衛生監視員は、薬剤師か獣医師の資格を有しています。これらの資格は、専門の大学で6年間学び、それぞれの

国家試験に合格する必要があります。地方公務員獣医師の場合、食品衛生分野になるか畜産衛生分野になるかは入庁してみないとわからないケースもあります。(公務員薬剤師の場合は、薬事・食品・環境・検査などに振り分けられています)

国家公務員としての食品衛生監視員は、検疫所等で輸入される食品の監視指導等を行い、地方公務員としての食品衛生監視員は、保健所などに勤務し、国内に流通している食品の監視指導等を行います。今回は地方公務員としての業務についてお話しします。



業務内容について

●許認可業務

飲食店営業や菓子製造業などの法律で定められた業種は保健所等で営業許可を取得しなければなりません。申請を受けた後、施設設備や資格などが基準を満たしているかどうかを確認し、許可の可否を決定しています。

●施設の監視・指導業務

食品を製造している施設への立ち入り権限が与えられており、施設を巡回して監視や衛生指導等を行っています。

●苦情・相談対応や啓発

住民から寄せられる食品の苦情や相談に対応したり、一般消費者や事業者向けの食品衛生の講習会を開催したりしています。

●食中毒の調査及び行政処分の措置

食中毒などの食品を原因とする事件が発生した場合、関係者や医師などの協力を得て調査を行い、これ以上被害が拡大しないように、原因となった食品を提供したり販売した施設の衛生指導を行い、営業停止や禁止等の行政処分を行っています。

●食品の検査

特定の食品や添加物は、その成分や製造方法などの規格基準が食品衛生法で定められており、スーパーなどで販売している食品や製造所で製造している食品を無償でサンプリングし、基準が守られているかどうか検査しています。



と畜検査員・食鳥検査員という仕事

食品衛生分野の公務員獣医師のうち、食肉衛生検査所に配属されたものは、と畜場法などの関係法令に基づき、と畜検査員に任命されます。食用目的でと畜場に搬入される牛や豚等は、と殺前から解体されるまで1頭ずつ検査を行い、合格した肉や内臓以外は流通・販売することができません。

また同様に、大規模食鳥処理場でと殺解体される鶏やアヒルなどの食鳥肉についても、関係法令に基づいて任命された食鳥検査員(こちらも公務員獣医師

が任命されます)により検査され合格となった肉以外流通・販売することはできません。

これらの業務は、農場から出荷され、みんなが食べるお肉になるまでを監視・検査するというものであり、獣医師の資格がないとできないとても獣医師らしい仕事といえます。

